第1070回教育委員会

令和元年5月16日 県庁舎教育委員室

- 1 開 会 午後2時
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会期の決定
- 4 報 告
 - (1) 全国学力・学習状況調査及び山形県学力等調査について

(義務教育課)

- (2) 「公立高等学校及び県立中学校の入学者選抜における採点ミスに係る 再発防止・改善策」の実施状況について (高校教育課)
- 5 議 題 議第1号 山形県飯豊少年自然の家に係る指定管理者の募集について (文化財・生涯学習課生涯学習振興室)
- 6 閉 会

平成31年度学力調査実施状況について

- 1 全国学力・学習状況調査
 - (1)期 日 平成31年4月18日(木)
 - (2) 対象学年 小学校6年、中学校3年
 - (3)調査内容
 - ① 主な変更点
 - ○<u>これまで、「基礎・基本を見るA問題」と「活用を見るB問題」に分かれて</u> いたものを統合
 - ○<u>中学校に英語が初めて導入され、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書く</u> こと」の技能について調査を実施
 - ② 調査内容

○学力調査 小学校:国語、算数

中学校:国語、数学、英語

○学習状況調査 学習意欲・方法・環境、生活の諸側面に関する調査

(4) 県内の状況

【小学校等】

○小学校:239校(/240校)※ 大江藤田の丘分校は不参加

○義務教育学校:1校 ○特別支援学校:0校

合計:240校 児童数:8,989人

※ 国立大学附属校(山大附属小)は含めず

【中学校等】

○中学校:95校(/96校)

※ 県立東桜学館中学校を含む

※ 大江藤田の丘分校は不参加

○義務教育学校:1校

○特別支援学校:2校(山聾、山盲)

合計: 98校 生徒数:9,390人

※国立大学附属校(山大附属中)は含めず

(5)調査結果について

令和元年7月下旬に公表予定

2 山形県学力等調査

- (1)期 日 平成31年4月18日(木)
 - ※ 18日に実施できない場合は19(金)22日(月)23 日(火)のいずれかの日に実施する。
- (2) 対象学年 小学校 5 年、中学校 2 年
- (3)調査内容
 - ① 主な変更点
 - ○<u>これまで実施してきた「合教科型・総合型の問題」を学力調査Ⅱとし、「基</u> <u>礎的な知識・技能の習得や活用を見る問題」を学力調査Ⅰとして実施</u> <学力調査Ⅰ導入の背景>

合教科型・総合型の調査におけるつまずきをより詳細に分析するため

- ② 調査内容
 - ○学力調査 I:国語、算数·数学
 - ○学力調査Ⅱ:小学校は国語、社会、算数、理科など複数の教科

中学校は国語、社会、数学、理科、英語など複数の教科

○学習状況調査

探究型学習との関わりから、児童生徒の生活状況や学習状況について

(4) 県内の状況

【小学校等】

- ○小学校:238校(/240校)
 - ※ 藤田の丘分校は不参加、蔵王三小は在籍無し
- ○義務教育学校 : 1校
- ○特別支援学校 : 2校(山聾、ゆきわり)
- ○国立大学附属校:1校(山大附属小)

合 計:242校 児童数:8,914人

【中学校等】

- ○中学校:94校(/96校)
 - ※ 県立東桜学館中学校を含む
 - ※ 藤田の丘分校は不参加、小国叶水中は在籍無し
- ○義務教育学校 : 1校
- ○特別支援学校 : 2校(山聾、山養)
- ○国立大学附属校:1校(山大附属中)

合 計:98校 生徒数:9,046人

(5)調査結果について

令和元年9月下旬までに公表予定

「公立高等学校及び県立中学校の入学者選抜における採点ミスに係る 再発防止・改善策」の実施状況について

1 これまでの経過

平成30年 7月 「再発防止・改善策」策定

11月 「採点マニュアル」策定、採点業務研修会

12月~ 各校で校内採点業務研修会、採点シミュレーション

平成31年 1月 県立中学校入学者選抜適性検査(12日)、選抜結果通知書発送(17日)

3月 公立高等学校入学者選抜学力検査(10日)、合格発表(17日)

4月~ 公立高等学校及び県立中学校からの実施状況報告のまとめ 公立高等学校へのヒアリング 中学校からの意見のまとめ

2 平成31年度入学者選抜に対する意見

(1)公立高等学校からの主な意見

- 採点は、採点マニュアルに基づいて適正に行うことができた。
- 一斉点検を行うことで、採点ミスがないかをしっかり確認することができた。
- 解答用紙の大きさ、レイアウトの変更により、解答欄が分かりやすく、得点の記載欄も 設けられたことで採点がしやすくなった。
- 学年末テストの日程を繰り上げ、採点業務に集中できる日程を確保することができた。
- 新しい採点マニュアルを正しく理解することや採点業務を確実に行う際に多くの時間が かかった。

(2) 中学校からの主な意見

- 問題は、中学校の授業で中心的に力を入れて指導している内容であった。
- 各教科の問題の量、領域及び配列が適切であった。
- 解答用紙がA3判になったことで、解答欄の面積が大きくなり記入しやすくなった。半 分に折って記入できるような配慮もあって、良いレイアウトである。
- アクティブ・ラーニング、探究型学習が大切にされている中、思考力・判断力・表現力 を問う問題をより多く出題して欲しい。

3 公立高等学校や中学校からの意見を踏まえた成果と課題

- 新しい採点マニュアルに基づいた2系統での採点や一斉点検等が効果的に機能し、採点 ミスなしで合格発表を行うことができた。今後、採点マニュアルの精査とさらなる徹底を 図っていく。
- 解答用紙の変更は、受検者の書きやすさ、採点者の採点しやすさにつながった。
- 出題内容は、一定の評価を得ているが、今後も、知識・技能及び思考力・判断力・表現力をバランスよく問う問題の一層の研究が必要である。
- 今回の成果と課題を踏まえ、今後のマークシート導入の可否についての検討を進める。

4 今後の予定

令和 元年 5月~ 令和2年度入選の改善に向けた検討

令和 元年 6月 令和2年度入選の改善内容の公表

令和 2年 1月 県立中学校入学者選抜適性検査(11日)、選抜結果通知書発送(16日)

3月 公立高等学校入学者選抜学力検査(10日)、合格発表(17日)

議第 1 号

山形県飯豊少年自然の家に係る指定管理者の募集について

山形県飯豊少年自然の家に係る指定管理者を次のとおり募集する。

- 1 募集する施設の名称及び所在地
 - (1) 名 称 山形県飯豊少年自然の家
 - (2) 所在地 山形県西置賜郡飯豊町大字添川字関山 3535 番地の 33
- 2 指定の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

3 申請者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。

- (1) 県内に主たる事務所(本店)を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと(地方自治法施行令第 167 条の4第1項第3 号に規定する者に該当する者を除く。)。
 - イ 法人等の代表者等(法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。)、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。
 - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
 - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するお それがあること。
- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反 をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる 本件施設の指定管理者の募集に対する申請でないこと。

- (8) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消し(合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続きが行われたことに伴う指定の取消しを除く。)を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8) までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
 - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請 していないこと。

提案理由

山形県飯豊少年自然の家に平成 29 年 4 月から導入されている指定管理者制度を継続し、施設の効果的、効率的な管理運営が行えるよう、指定管理者の募集について提案するものである。

令和元年5月16日提出

山形県教育委員会 教育長 菅 間 裕 晃

山形県飯豊少年自然の家指定管理者公募について

◆施設概要

1 設置目的

団体宿泊訓練としての研修会、野外活動等を通じて健全な青少年の育成を図る。

2 施設面積など

敷地面積 100, 368.00 ㎡

建物 鉄筋コンクリート造、地上2階

延床面積 4,181.31 m²

3 利用時間及び休館日(指定管理者が行う管理の基準)

利用時間 午前9時~午後9時(午後5時以降の利用者がいないときは午後5時まで)

休 館 日 次に掲げる日以外の日は、休館日としないこと。

- ① 国民の祝日(4月、5月、7月及び10月にあるものを除く。)
- ② 12月29日から翌年の1月3日までの日
- ③ 毎月の第3日曜日(国民の祝日(7月にあるものに限る。)の前日を除く。)
- ④ 月曜日(毎月の第3日曜日の翌日、国民の祝日(4月、5月、7月及び10月にあるものに限る。)及び4月30日から5月2日までの日を除く。)
- ※利用時間及び休館日は、この基準の範囲内で、あらかじめ教育委員会の承認を受けて指定 管理者が定めることになる。
- 4 利用者数(延べ人数)及び使用料収入

平成 26 年度: 25,809 人 224,440 円 平成 27 年度: 25,619 人 225,180 円 平成 28 年度: 20,647 人 359,380 円 平成 29 年度: 20,036 人 312,400 円 平成 30 年度: 18,434 人 429,850 円

5 現在の管理運営体制

県職員数:職員4名、日々雇用職員1名

指定管理者:株式会社ヤマコー 職員数:常勤職員3名、非常勤職員4名

◆指定管理者公募

1 指定期間:3年

2 応募資格:議案書のとおり

- 3 委託業務(指定管理料の上限額 122,873 千円/3ヵ年)
 - (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務(保守管理業務、清掃、保安警備等)
 - (2) 施設の運営に関する業務(利用者の研修等のための便官の供与、野外活動等の実施等)
 - (3) 施設及び設備の利用の許可に関する業務(利用の許可、許可に付した条件の変更等)
 - (4) 利用者の指導に関する業務(企画事業の実施、県主催事業の実施支援等)

4 選定のスケジュール (予定)

① 教育委員会へ指定管理者「募集」を付議5月16日(木)② 募集要項審査委員会5月下旬~6月上旬

③ 募集要項等の配布8月2日(金)~9月13日(金)④ 質問書の受付8月2日(金)~9月6日(金)

⑤ 現地説明会の開催8月20日(火)⑥ 申請書類の提出期限9月13日(金)

 ⑦ 選定審査委員会
 10 月上旬

⑧ 候補者の選定 11月

⑨ 指定管理者の議決(県議会12月定例会)⑩ 教育委員会へ指定管理者「指定」を付議12月

⑪ 指定管理者との協定締結 2月